

令和6年2月29日

入札参加有資格者各位

富山市長
(公印省略)

市発注工事等における「インフレスライド条項」等の適用について（通知）

富山市が発注する建設工事等において、建設工事請負契約書第25条第6項（通称「インフレスライド条項」）等を次のとおり適用しますので、通知します。

記

1 適用対象工事

- (1) 残工期が基準日から2か月以上あること。
- (2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準が変更された時とする。

2 スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、次の賃金水準が変更されるまでとする。なお、請求日の遡及は認めない。

3 請負代金額変更の方法

- (1) 請負代金額の変更の対象：賃金水準が変更された日以降の基準日における残工事量に対する資材や労務単価等
- (2) 請負代金額の変更の考え方：賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（スライド額）は、当該工事に係る変動額のうち、請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額（1%は受注者の負担）

4 インフレスライド実施フロー 別紙のとおり

5 留意事項

令和6年3月1日以降に契約を締結する建設工事及び建設コンサルタント業務等のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものは、新労務単価を適用し算出した予定価格に当初契約時の落札率を乗じて算出した契約額への変更を請求できることとしましたので、併せてお知らせいたします。

また、2月29日以前に契約を締結し、3月1日時点で工期の始期が到来していない工事は、国・県の特例措置に準じてインフレスライドを準用することが可能です。

【担当】財務部契約課工事契約係 光岡 （電話）076-443-2025

インフレスライド実施フロー

